

經濟論叢

第七十七卷 第四號

社會主義的世界市場の問題……………松 井 清 (1)

地租改正の歴史的意義……………關 順 也 (19)

下請制工業における社會的經濟的關係……………吉 澤 榮 藏 (44)

II. M. ラーソン：經營史の資料に

何を用いるべきか……………三 島 康 雄 (68)

[昭和三十一年四月]

京 都 大 學 經 濟 學 會

地租改正の歴史的意義

——山口縣地租改正を中心として——

關 順 也

一、小序

地租改正は明治政府の財政的基礎を固めるために、全國劃一的に實施せんとしたものであるが、その完成には十ヶ年の歳月を要し、府縣によつて先後があり、政府の實施態度にも緩急の變遷がみられる。そして、實地擔當者たる地方掛官の在り方と農民層の抵抗如何によつて實施狀況を異にしている場合が多い。従つて、地租改正の歴史的意義を論ぜんとすれば、政府の關係法令や全國的な集計報告から直ちに結論するのではなくて、府縣毎の實施經過を檢討して、その間における地方掛官の在り方と農民層の抵抗の力とそのありかたに注意することが必要であろう。ここに山口縣の地租改正をとりあげてみたのは、これが地租改正の典型的形態であるという意味ではない。むしろ山口縣の場合は、最も例外的なものに屬するともみられようが、地租改正を、單に「國家的封建土地所有への統一」とみたのでは律しきれず、むしろ農民的要望の上にたち、農民的土地所有の前進を示すものとしてとりあげてみたものである。但し、ここていう農民的土地所有とは、封建的領有や國家的封建土地所有に對して本百姓農民

の土地所有の意味である。

周知の如く、明治維新は一般農商層を動員し得た下級武士・豪農商の同盟により成立したといわれているが、それが藩體制に結集され、諸藩連合となつて始めて倒幕を遂げたものである。従つて、「御一新」後の天皇制官僚に、薩長土肥の下級武士や豪農商が進出していても、それは下級武士や豪農商の代表としての政治的参加ではない。まして、一般農商層の政治的進出が、地方的藩制内部での進出に止められ、中央政治に参加するためには、藩體制の打破が前提であつたことはいうまでもないであろう。版籍奉還、廢藩置縣はそうした封建権力の絶対主義天皇制への統一であり、徴兵令や地租改正は絶対主義確立のための地ならしであつたともいえよう。徴兵制が絶対主義への「血税」舉出に過ぎなかつたにしても、封建領主の農兵徵發ではなくて、「四民平等」の上にたつ「國民皆兵」として實現されたものであり、地租改正も、封建地代の單なる形態轉化ではなく、封建的諸制限からの解放による農民的土地所有の確認として實施されたものである。たとえ明治政府の意圖は、封建地代を統一的に繼承して、財政的基礎を安定することだけにあつたとしても、農商層の抵抗は封建地代の單なる形態轉化だけで抑壓しきれられるものではなかつた。殊に維新以來の「尾大之弊」をもてあましてきた山口縣は、新政府にとつても最も厄介な難治縣として敬遠され、廢藩置縣直後に大幅の貢租減免、更に独自の地租改正が實施されて農商層進出の基盤ともなつてゐる。明治七年大藏省「正院伺案」にも「山口縣ノ如キ減稅相成候共、條理明白ニ候ヘバ勿論驚クニ足ラズ、關東其他輕稅ノ地ヘ必ズ增稅可相成候ヘ共、又驚クニ足ラズ」と述べているが、この山口縣地租改正が二十年代の國會で藩閥政府攻撃と地租輕減運動の好材料にされたものである。要するに、山口縣地租改正は長州藩なるが故に實現しえた特殊なものであつて、これを以て直ちに全國の地租改正を論ずることは出来ないが、維新に協力して天皇制

の基礎となつていく農民層の在り方を最も端的に示すものであり、自由民権運動に對する或程度の正しい展望をも與えるものであるといえよう。

二、明治初期の藩政改革

(1) 明治初期の農民分化

幕末から明治初期にかけての長州藩の農民階層は、1 大庄屋、(大年寄) 格の豪富の農商、2 小商品生産者としての惣百姓、3 亡土百姓に多い小作、日稼の三階層に分けることが出来る。

大庄屋、(大年寄) 格の豪農商とは、既に居住村落の農業を遙かに超えた特權的な商人高利貸的地主であつて、多額の米銀獻納によつて大庄屋格(苗字帯刀の郷士格)となり、代官所勘場をも實質的に支配してきた豪富層である。彼等は天保大一揆には打毀の對象となり、其後の「改宗」がみられたとしても、農民一揆を維新戰に振向けていく程の直接的な農民指導力を持つていなかつたことは、下級武士の場合と同様である。

農民動員の直接的擔當者は惣百姓層の先頭にたつ頭百姓層である。これは幕末の商品經濟の進展に伴つて上昇の途をたどる富裕な本百姓であり、封建領主に對しては、没落する本百姓門男百姓の反封建鬭争を背景として、困窮百姓救済や貢租減免等を嘆願し、他方では農民的商品生産の擔手として、封建的諸制限の打破をも求めるものであつた。安政改革はこうした頭百姓層に、上昇の途を啓いたものであり、文久、慶應にも頭百姓の勦功賞典を擴大して、藩體制の維持につとめてきた。

亡土百姓の多くは牛馬も持たない零細な飯米小作にとどまり、木綿賃織、藁細工等の内職や年季奉公、日雇をか

ね、漸次に農村共同體から脱落せんとするものであつた。そして幕末にはこの階層は瀬戸内諸郡を始めとして次第に増加してはいたが、未だ農村の秩序を破る程にはなつていなかつた。

こうした農村の階層關係は、明治年代に入つて如何に變化してきたであらうか。「村方難澁」による貢租の減免や未納が増加するにも拘らず、維新戦及び膨脹した藩兵維持のためには莫大の經費を要し、藩財政は完全にいきつまつていた。藩費節約のために強行した諸隊整理は脱隊騒動を惹起し、他方では貢租減免を要求する農民一揆が山間地域に發生している。脱隊騒動は、采地返上、給祿削減によつて除隊後の生計を斷たれた輕輩士族陪臣等が指導したものであるが、農商出身の隊員も「元來、此者丈は父子兄弟たりとも持て餘し、入隊いたしたる輩」といわれ、除隊後も隊員生活の癖が抜けなくて遊墮豪奢を好み、そのために生計困難にも陥り、また官府を恐れず、喧嘩、盜賊、徒黨強訴の所業にも及び、村方農民の煩いとなるが多かつたという。明治二年の美彌郡一揆も、たしかに奇兵隊除隊者によつて煽動指揮されたものであつた。しかし、農民一揆が單なる外からの煽動によつて起されるものでないことはいうまでもない。美彌郡の場合には、年貢收納役人が不正枰を使用したことから蜂起して、庄屋酒屋等を打毀し、代官所に押しかけて年貢及び小物成の輕減、米相場の停止、代官所及び村方役人の退役等を願出たものである。一揆の性格は天保大一揆ともあまり異なつてはいないが、天保大一揆は農民的商品生産の先進地たる三田尻、山口一揆が口火となつて山間後進地に波及したのに比して、明治二年一揆は山間後進地域に限られていた。三田尻、山口、小郡等は脱隊騒動の現場であつたが、農民蜂起はなく、脱隊軍討伐の農兵すら出している。即ち、明治二年脱隊騒動に呼應して蜂起したのは「難澁所檢見馴」の村方であつて、「耕作ハ精ニ入れずして其日之備を事とし、只管見取之寛容を希ひ候様成行、遂に成立之類無之、次第に衰微に徇ひ、子供も強壯之者ハ繁榮之地に移り、頑鈍

不具之者斗り殘居、庄屋畔頭も相勤候者も無之」といつた落層の分解の烈しい山間後進地域である。そこでは生産力の發展が極めて低く、封建貢租の壓迫下には富農の上昇は勿論のこと、寄生地主的土地所有にも進みえないものである。例えば、一揆發端の美彌郡岩永村は明治十四年でも田地の小作地率は四％であり、美彌郡全體にしても十六％に過ぎない⁷⁾。これに比して、三田尻、小郡等瀬戸内先進地域では、特權商人の高利貸的土地集中や豪農商の請負開作も一部には早くからみられるが、全般的には惣百姓層の中農の上昇と没落が、幕末に到つて顯著となりはじめ、頭百姓はその中農の上昇の先頭にたつ農民である。明治維新は、この中農的頭百姓層の協力によつて藩體制を固めたものであり、「郷勇」といわれる農兵は、その子弟を中核とし、諸隊兵士や陪臣となつた農村の「持て餘し」者は、彼等の勸奨によつて農村外に排出されていつたものである。しかし、こうした中農的本百姓の上昇も富農的經營の擴大には容易に進みえず、耕作田地を増して、「下人を雇ひ、牛を持ち添へ、肥しを求めて能く作りて」も「下人恩銀始め、諸雜用を引」けば勘定にかからないという⁸⁾。従つて、結局は特權商人と同様な「預け作」加調米を收納する地主的所有の擴張へと進まざるを得ない。彼等は、生計の主體は自家勞働力を中心とした中農的經營におきつつ、没落本百姓の「下免田畑」を買取り、「預け作加調」を増加していく。しかし、未だ農民層から遊離した寄生地主となることなく、農民層の分解が進めば、それだけに一層「慈愛」を示して、「地下小民」の信望を集めることが必要であつて、農民困窮、貢租減免の嘆願にも先頭に立つてきた。明治二年民政局記録にも、「一郡一村に抽而長となり、兼て地下中よりも仰ぎ尊まれ候者、自身の衣食を減し、節儉を盡し、其餘力を以、地下小民へ慈愛を施し、貧富共々一統艱苦を堪え」と述べている⁹⁾。かくて、脱隊騒動に際しても、これに同調せんとする貧農層を一揆に結集せしめることなく、貢租減免、救助米下附の村方嘆願へと轉じていくだけの農村支配力を保持し

ていた。しかも、貧農の一部には、脱隊敗殘兵と徒黨を組み、銃器をもつて富家を荒しまわる者も中々跡をたたなかつたものである。かくして、こうした藩體制の危機をのりきるためには、大規模な貢租減免と貧民救助が必要であることは、民政局自體が明治二年既にその實施を求めているところであつたが、膨脹した藩出費はその實現を阻み、藩政改革による藩體制の再編は既に限界點に達していたといえよう。

(2) 版籍奉還

版籍奉還は天皇制官僚による朝權確立策であつて、藩制再編のための藩政改革ではないが、莫大の藩債と「尾大之落」をもてあましてきた長州藩にとつては止むを得ない藩政改革でもあつたといえよう。既に明治元年には、藩制の官等階級を整理して冗員を省き、一門以下平士に至るまで、士族の給祿は現石の十分之一と定め、翌二年一月には兵制改革、陪臣、輕輩の卒族編入等、無用化した封建家臣團の削減を極力推進せんとしたが、藩權力自身ではその手足を切ることも出来ない始末となつていた。諸隊解散には「親兵獻上」を機會とし、知行削減は「朝廷の御沙汰」として始めて實現されたものである。こうした家臣團削減のための改革で基本となつたのは、領主の版籍奉還に伴う給領家臣の采地返上であつた。長州藩の封建家臣には、土地及び農民を支給された給領家臣が多く、殊に一郷一村支配の上士は、新附の陪臣、帳外の新百姓をも多く取立てて、小領主的な農村支配權を維持してきた。藩當局は藩政改革の度毎にこれを制限し、俸祿制に切換えんとして果さずに来たものである。明治二年領主の版籍奉還と共に、朝命による采地返上を實施したが、田地面積一萬二千餘町(地租改正時の二十五%)畑四千九百町(同一五%)とその總石高は十九萬七千石となつている。采地返上が給祿削減のための前提たることはいふまでもないが、これは封建的領有權の吸收に止まり、地主的土地所有を否定するものではなかつた。即ち、檢地帳を基準として支

給した土地の領有返上ではあつたが、「下札名前にて所持致し居候内祿の田畠山林は少しも御構ひ無之」といひ、¹⁰⁾新開作や山林をも農民惣代の名義にかえて残したり、采地返上の直前に陪臣に分割して歸農せしめた場合もあり、また、新開作、山林等を大量に拂下處分に附した例も多く、采地返上を機會とした武士及び有力本百姓の地主化が進められている。しかし、他方では采地返上に伴う混亂が大きい不安動搖を興えたものとみえ、「百姓も持祿多分之者へ押しも可相成等と申しふらし、夫よりして、田畑賣買入の融通も叶はぬ處も有之哉に相聞、以之外なる間違にて候」と度々沙汰をくりかえしている。

(3) 廢藩置縣

廢藩置縣が、版籍奉還を更に進めた朝權確立策であり、天皇制官僚によつて進められた藩體制の否定であつたことはいふまでもないが、藩體制自體についてみれば、その矛盾が激化して到底維持され難いまでになつていた。明治二、三年の脱隊騒動及び農民一揆は、山口宗支藩の全兵力をあげた討伐によつて辛じて鎮壓し、その指導者を大量に極刑に處しているが、貢租減免と士族授産の必要は藩政當局にも痛感されたものである。殊に落没する本百姓、貧農のもつ反封建的エネルギーが窮迫士族に指導され、武裝されることは、藩當局や絶対主義官僚の最も恐れるところであつた。萩には前原一誠を頂點とした不平士族が集まり、農村各地には脱隊歸順兵が潜んでいたが、此等が大勢力となるためには廣汎な農民の支持が必要であり、此意味で農村の支配力をもつ頭百姓層の動向が眼目となつていた。此點については、上士出身の藩政首脳と、絶対主義官僚との間には、若干の見解の相違があつたようである。藩政首脳が不平士族の宥和を事としていたのに比して、木戸、井上等の絶対主義官僚は頭百姓層の把握に重點をおいていた。藩當局の中でも民政擔當の民事局（杉民治が長官）では檢地石下、御馳走米廢止等農民負擔の

輕減を早くから強調しているが、藩政時代には實現されなかつた。そして、明治四年九月、廢藩置縣と共に「郡村免下」の調査が行われ、翌五年から貢租米二萬石の輕減をみた。更に地下御馳走米（正租一割の強制寄附）、種子貸付利子（貸付の四割の利子）、作付飯米（貸付三割の利子）、門役銀、浮役銀、石大豆、石役楮亭等々、農民がかねてから苦痛を訴えてきた小物成の大部分が、廢藩置縣と共に次々と免除されていつた。²³⁾

要するに、廢藩置縣は、藩體制の終止符であり、藩政首腦からは強硬な反對があるものと豫想されていたものであつたが、「朝廷より威力あるもの」とされていた薩長の反對すら、天皇制官僚が覺悟していた程ではなかつた。殊に長州藩の場合には、農民一揆と士族反亂にはさまれて、藩體制の維持は極めて困難となつていたものであり、藩政首腦も廢藩置縣に反對するよりも、それを機會として、藩政の矛盾を新政府に轉嫁して解決をはからざるを得なかつたものである。

三、地租改正と民會

(1) 地租改正の經過と特質

山口縣の初代縣令は、幕臣として最後まで薩長に抵抗してきた中野梧一である。明治三年、許されて大藏省官僚となり、四年には井上馨の拔擢をうけて初代縣令となつたものであるが、先ず手をつけたのは地租改正であつた。即ち、明治五年二月地券渡方規則が公布されるや、地租改正必至の情勢を察して、直ちに地租改正調査にとりかかつたものである。先ず、屬僚及び縣下の「老農」を築めて、その方法を審議し、「五公五民」を目途とした改租の方法を定めんとした。此れに對して、林勇藏、瀧口吉左衛門等「老農」として召集された農民代表は、三公七民程

度を主張して反對し、縣令の威壓にも容易に屈するものではなかつた。結局、田畑の地味と地位を參酌して等級を細分し、更に地價の基準となる「現生米」の見積は加調米（小作料）を參酌して軽減し、上ノ上田では「五公五民」であるが全體としては「四公六民」に納めたのが、明治五年九月の有稅地調査例とその告諭である。¹³⁾

その實施過程を、地租改正條例に比較してみると、種々の相異點があげられる。

(1) 地押丈量は實曆檢地の檢地帳をそのまま利用し、檢地のなかつた支藩及び新開作のみを丈量したに過ぎず、それも實曆檢地に準じて六尺五寸間竿を用いている。従つて、同じ一反といつても實面積は廣く、繩延隱田も大きい。

(2) 地位等級は、田九等級、畑十三等級に分け、上ノ上田のみを五公五民とし、以下、等級が下る毎に農民取分を増しているが、「平地人家ニ近ク、麥菜種其外兩作相成、水旱ノ變ナク、上等ノ土壤ニテ糞料ヲ減スト雖モ豐熟シ、組内農男十五歳以上五十歳以下ノ人員ニ割付五畝以内ニテ、一俵加調二十五圓以上ノ分」という「上ノ上田」が農業先進地にも數少ないことは明らかであろう。

(3) 地價算出の基準たる現生出米（畑地は麥）の見積は從來の反別、石高や坪刈に關係なく、田畑毎の小作料を基準とした「見取」によることとし、更に等級差に應じて減石していく。

(4) 基準米麥價（石代）は明治五年九月中旬より十二月中旬迄の縣内八ヶ所の平均相場米二圓八十九錢に物價騰貴の傾向を加算して、米一石三圓、麥一圓五十錢、鹽四十一錢の石代を定めた。

かくて、田畑毎の現生米（麥）價額を算出してその十倍を地價とし、地價の百分の三を經租（地租）百分の二を緯租（民費）とした。従つて、計上された現生米（麥）についてみれば、五公五民が買かれていたようであるが、それは改正條例による收穫高ではなくて、小作料を基準として等級減額をした數字であつて、總石高からみれば大

第 1 表
有 税 地 調 査 例

1.	1反歩収獲米	1石	此代金	3圓
	内 金	90錢	經 租	(地價100分ノ3)
	"	60錢	緯 租	(地價100分ノ2)
	小 以	1圓50錢	但シ5分利	(地主ノ収益)
	殘 金	1圓50錢	地 租	金 90錢
	此地價金	30圓		
2.	1反歩収獲米	1石2斗9升4合	此代金	3圓88錢2厘
	内 金	58錢2厘	種肥代	
	"	1圓12錢5厘	地 租	(地價100分ノ3)
	"	37錢5厘	民 費	(地價100分ノ1)
	小 以	2圓 8錢2厘	但シ4分8厘利	(地主ノ収益)
	殘 金	1圓80錢	地租	金 1圓12錢5厘
	此地價金	37圓50錢		

地租改正の歴史的意義

第七十七卷 二九八 第四號 二八

幅の減石となつたものである。

此の改租調査は六年に完成し、直ちに大藏省の認可を願出たが、地租改正條例に照合して検討が加えられた結果、民費が地價百分の二になつてゐる點を指摘し、これを地租金に組入れることを命じた。これについては、農民代表、地券掛共に大いに不穩當を主張してやまなかつたが、百方説諭に手を盡し、地價再調を告諭して、地價二割五分の引上を承服させたものである。その調査例の變遷を比較すると表一のようになる。地價百分の三たる地租金を豫定額に引上げるために、地價、従つて收穫米を引上げたものであるが、何れにしても實際收穫高から離れた政治的數字であつたといえよう。

要するに、政府側では出来るだけ地租金を軽減しないようにし、縣廳側では地方費たる民費を確保しようとしたものではあるが、何れにしても、農民の負擔軽減の必要は認めざるを得なかつた。そして、實質的な軽減を求める農民の抵抗は、地租改正の原則や方式に反對するよりも、公稱收穫高を實收高よりも出来るだけ低くすることによつて、その目的を貫かんとしたものであつて、林勇藏の主張した「實事に取調べ候へば三公七民の目的なるか、

第 3 表
改租新舊税比較

	舊反別	新反別	舊税額	地租	地價	反平均地價	反別比較	税額比較
田	566,182反	579,486反	808,814円	596,121円	19,870,728円	34.円293	(+) 13,254反	(-) 207,672円
畑 郡村宅地	290,158	217,262 47,390	} 27,243	41,077 19,465	1,369,241 684,862	6.299 13.631	} (-) 25,405	} (+) 33,279
市街宅地	522	543		2,410	5,136	171,231		
鹽田	8,226	9,563	2,982	6,609	220,324	23.038	(+) 1,336	(+) 2,677
山 原 林 野 地	895,513	1,533,745 6,859	} 2,566	22,706 86	756,887 2,878	0.493 0.419	} (+) 645,290	} (+) 20,226
荒地	113,833	113,833		0				
合 計	1,874,437	2,508,934	838,967	691,204			(+) 644,497	(-) 147,762

明治24年 山口縣收税廳金子雄一編「地租改正沿革誌」所 載

(備考) 新舊反別に疑問點あり、一書には田新反別48,273町1反、畑 24,974町とあり

山林改租は明治13年

さなくば現生米の真敷を差引くの外なく」という後者を買いたものといえよう。こうした地租改正の総合的結果は、新舊税額の比較に最も明瞭に示されている。反別では千町歩(舊反別の1・12%)の増加にとどまり、税額は十七萬圓(舊税額の10%)の減額となつてゐる。更に、これを全國地租改正に比較すれば、山口縣の地價が如何に

第 3 表
田畑地價比較表

		明治14年	同 16年	同 23年	同 年 反當地價比率	
田 地	山口縣	反別	49,664.7 ^町	53,593.5 ^町	78,986.3 ^町	山口 ／ 全國 64.3%
		地價	19,931,431 ^円	19,963,915 ^円	20,471,127 ^円	
		平均反當地價	40.128 ^円	34.069 ^円	25.917 ^円	
	全國	2,631,068.7 ^町	2,643,621.5 ^町	2,752,073.6 ^町		
	反別	1,220,118,277 ^円	1,220,404,847 ^円	1,107,811,788 ^円		
	地價	46.373 ^円	46.104 ^円	40.254 ^円		
畑 地	山口縣	反別	19,769.9 ^町	23,493.0 ^町	34,970.4 ^町	32.5%
		地價	1,389,972 ^円	1,409,410 ^円	1,264,627 ^円	
		平均反當地價	7.025 ^円	5.999 ^円	3.616 ^円	
	全國	1,854,974.7 ^町	1,882,852.1 ^町	2,277,812.4 ^町		
	反別	267,245,578 ^円	267,624,480 ^円	255,325,037 ^円		
	地價	14.407 ^円	14.214 ^円	11.118 ^円		
山 林	山口縣	反別	—	155,954.0 ^町	160,513.3 ^町	146.8%
		地價	—	764,199 ^円	784,429 ^円	
		平均反當地價	—	0.490 ^円	0.489 ^円	
	全國	—	7,346,012.1 ^町	7,504,849.1 ^町		
	反別	—	25,716,793 ^円	24,348,326 ^円		
	地價	—	0.350 ^円	0.333 ^円		

(備考) 山口縣……縣政一覽

全 國……勸業統計

低いかが明らかであろう。明治十四年及び十六年の反當地價も若干低いが、明治二十三年では、田地は三分の二、畑地は三分の一にもならない。これは此の年代に入つて山口縣地價を切下げたのではない。明治十九年地價据置を約束して六尺一間の正確な反別調査を實施した結果、反別は著しく増加したが、地價には變更なく、反當りの平均地價の低さが明瞭となつたものである。明治二十四年の國會では田一反收穫八斗九升、地價二十五圓九十錢、畑一反收穫一斗六升、地價三圓六十錢の平均にしかならぬ山口縣地價の低さが追求

地租改正の歴史の意義

第七十七卷

三〇〇

第四號

三〇

され、長閑官僚の専斷であると攻撃されている。確かに山口縣地租は全國平均に比して異例的に低く、地主制進展の基礎となつたものであるが、これが必ずしも長藩出身の中央官僚の意圖に出たものとはいえない。既に明治七年の「井上談話」によると、「防長は寶國にて先づ上國、下地舊免高しと雖も、如此地券を免し候て、何を以大藏省の會計可相立哉……防長二州の人民袖やたもとへ取付も道理至極だが、文太（井上聞多）在勤中に候へば、とても折合不申、計算不立して大藏省へ御持出相成、米價も三圓替等と申事、今日に至り、どの様の顔にて申されるものか……」と述べている。これは、士族叛亂にそなえて、農民層を把握していかねばならなかつた絶対主義成立期の護歩ではあつたが、地租改正を契機とした農民層の政治的進出をも無視することは出来ないであろう。

(2) 縣會と協同會社

上述の地租改正は、單に貢租負擔の軽減であつたのみではなくて、農民的土地所有の確認を前提し、農民の縣政参加にも道をひらいたものである。即ち、明治六年地租改正の進捗と併行して、土地及び農民に對する封建的諸制限は次々と解除され、肥料、農具、農産物の縣外取引も自由となつた。六年の縣會決議にも「從來人民の所謂官田の名稱私有地となり、田畑の別なく一般耕地と改稱し、加之地租改正伺之通許可を得バ金税と相成べく、然れば土地之便宜に隨ひ、田を畑となし、畑を田となすも、又は桑茶を植ふるも其作主の欲する所に任せ、收穫の利を營む。是れ當然の儀なるべし」として¹⁰⁾いる。

農民の縣政参加は、明治五年地券稅法（地租改正）の審議及び告諭に各郡の「老農」を召集したのに始まり、同六年には「會議章程」を布達して、各郡「地下惣代人」と士族、神官、僧侶の各代表者を會同せしめ、「人民一般ニ關スル事ノ輕重ニ依り、其實地ニ施行スベキ適宜ノ法ヲ議定」せしめることとした。六年の議決には、窮民救恤法、

小學校醫學校の設立、土木及び神社の費用負擔、緯租(民費)の使途と計算公開等である。更に明治七年には選舉制代議人と各區(郡)區長による縣會を召集したが、その重要議題は勸業局の廢止と授産局、及び協同會社の設立であつた。勸業局は明治六年七月「士族ノ生産ヲ勸メ、農商ノ營業ヲ導ク處」として設置され、その資金には士族の積金、農商の義倉金數があてられてきたものであるが、これを廢止して、その資金五十萬圓、現米五萬石を分制還附し、士族に二十萬圓で授産局、農商に二十五萬圓と現米五萬石で防長協同會社を設置せしめたものである。此の勸業局資金は大部分が農商の義倉金穀であつて、士族の積金は少額であつたから、農民代表は一切半案に承服するわけもなかつた。しかるに、七年二月佐賀の亂以來、萩士族の反政府運動が表面化し、脫隊歸順兵も活潑に動きはじめたので、これを宥和することが當面の問題となつてきた。そこで、中野縣令は木戸、井上等に幹旋を依頼し、その威勢によつて、區長、代議人等を承服せしめたものである。授産局は士族の移住開墾、養蠶獎勵、子弟教育等を行ひ、協同會社は地租金引當米の販賣を任務としていた。即ち、縣下全農民から石三圓の割合で地租金引當米をうけとり、これを販賣して地租金を一括代納し、諸經費を差引いて剩餘金が出れば、引當米額に應じて農民に還附する仕組であつた。明治七年度分の決算報告によると、引當米十九萬八千石の中で、士族給祿への賣渡十萬四千石、縣内賣拂五萬八千石、大阪賣米三萬一千石であつて、その賣米代金百三十二萬圓から地租金五十九萬六千圓を納め、剩餘金四十七萬七千圓(石別二圓四十錢)から地券費、民費等二十萬九千圓を差引いて、残りを農民に還附した¹⁷⁾。従つて、「協同會社ヨリ割返シタル報告ノ金額ト、人民ノ受取タル現金トハ、其間大イニ相違シテ不足スルハ如何ニ」といつた疑惑が各地の農民間に廣まつた。即ち、地租金引當米の制は地租金納の混亂と米價下落を防ぎはしたが、米價騰貴の利益を縣及び郡村の財政に吸收することとなつたために農民層の不滿は大きく、強硬に苦情を訴える者が多くな

つてきた。明治八、九年、都濃郡田布施村の國光幸兵衛等の嘆願書によれば、「下作之者自與之耕地無御座、無據、加調米ニ付、前々之行形も有之儀ニ付、従前之通御上納仕來候處、近年米價高直ニ就テハ少務之百姓殊之外難澁ニ立到り候間、乍恐先般被仰出之御趣意之通、稅租百分之三金納ニ被仰付候へ、下作之窮民へ素ヨリ、都テ耕民成立、…」と小作料をも含めてすべてを金納に願出ているようであるが、縣廳が呼出して聞いたたところ、「下作之者、地主へ納候加調米へ行形之通相納可申候得共、御年貢ニ當ル分へ金納三圓替ニシテ請方相成候様」というものであつた。¹⁹⁾また、熊毛、都濃地方では還附金をめぐつて不穩の形勢が濃くなり、代議人の中にも異議を唱える者が續出したので、代議人選舉制を改め、「各村内、證人百姓、十人頭並に地下重立候者」の委任狀をもつて會議に臨むことを命じたが、他方では九年以後の地租金引當米制は農民の自由に委ねることとした。その結果、九年の引當米取扱は二萬石（前年の一割）に激減し、十年には士族給祿の振替の便もなくなつたので、協同會社の機能は殆んど停頓するに到つた。そして、縣會においても、「協同會社は贅物なり、此れを廢止し、解散すべし」の意見が議場に充満したといふ。²⁰⁾此の協同會社の地租金引當米制は、後年ながく農民の疑惑の的であり、明治二十七年には地租引當米過剰金の下戻請願が國會に提出された。それは明治七、八年の協同會社報告の米價は時價に比して安きに過ぎ、多額の過剰金が出た筈であるが還附されることなく、これを國家補償によつて下戻されたいといふにあつた。此の請願は縣廳の外郭會社として運営された協同會社にはあてはめるべくもなかつたが、自由黨、改進黨等の長閑打倒運動に利用され、當時協同會社を主要取引先としていた先收會社の井上馨等とのつながりが追求されたが、うやむやの中に終つてゐる。²¹⁾

要するに、山口縣地租改正は、單なる貢租減免や封建地代の形態轉化ではなくて、農民的土地所有を確認し、農

民代表の縣政參加を認めることによつて實現したものである。そして、其後の米價騰貴による地租輕減の利益を完全に手中におさめんとするものでもあつた。そして、これが農民層の要求に對する縣廳の讓歩であつたことは述べる道もないが、その讓歩を促したのは士族叛亂の懸念である。士族宥和のために士族授産を強化すると共に、農民の縣政參加を認めて、士族叛亂に農民層が呼應しない體制をとることが必要であつた。明治九年秋・徳山の士族叛亂に農民層の同調がみられず、其後の自由民權運動が活發に起らなかつたのも、こうした縣政の成果であつたといえよう。明治十六年の山口縣政黨には萩の長防自由黨の名もみられるが、黨員六名、三ヶ月で解散し、初代縣會議議長吉富簡一（藤兵衛）を主幹とする鴻城改進黨は山口、及び瀬戸内諸村の地主、農民を結集したものであるが、その綱領には、「善良ナル立憲政體、地方分權、内地改良」の三ヶ條をあげている。縣政を牛耳つてきたのはこうした地主層であり、政府の強硬な中央集權と海外侵略には反對しつゝ、自由黨的民權運動には同調しない立場を明らかにしている。²³⁾

四、寄生地主制の進展

(1) 小作地割合の増加

地租改正の結果が封建貢租や全國地租に比較して大幅の負擔輕減であることは、既述の通であるが、農民の實際負擔率を正確に算定することは出来ない。有税地調査例によれば、三十八%強となるようにもみえるが、その收穫米が實收高でないことは明らかである。地租改正結果による平均反當現生米は、一石一斗六升であるが、實際の面積、收穫高は遙かにこれを超えていたとみるべきであらう。「初年以來の米麥作沿革」²³⁾によると、反當收量は上田二石四、五斗、中田二石、下田一石四、五斗が平地農村の普通狀況であつたといえるが、反收、延畝共に地域差が

甚しくて正確な算定は困難といはざるを得ない。唯、後年の米價騰貴をまつまでもなく、地租改正そのものによつて、相當大幅に農民負擔が軽減されたことだけは確かである。また地租改正によつて直ちに寄生地主的土地集中が急激に進んだわけでもない。山口縣の地主的土地集中が全面的に進展するのは、明治十六年頃からであり、地租未納の公賣處分が増加するのも十六年からである。³⁰⁾ 明治十四年の地租納入額から土地所有狀況を推察すると、表四

第 4 表 山口縣地租納入者數(明治14年)

	大	鳥	玖	珂	鹿	毛	郡	津	波	吉	敷	厚	狹	豐	浦	美	彌	大	津	阿	武	赤	間	ヶ	關	計
5圓以下(5反1畝未満)	戸 %	10,020 94.5	24,074 88.3	13,021 93.1	11,685 85.5	11,131 82.6	13,508 52.6	6,840 61.9	14,449 78.4	3,335 58.7	7,515 82.1	14,253 80.2	1,689 88.2	131,820 79.3												
5圓以上10圓未満	戸 %	423 3.9	2,123 7.8	714 5.1	1,011 7.4	1,349 10.0	2,196 10.2	2,543 23.0	2,887 15.7	1,685 29.7	1,044 11.4	2,738 15.4	130 6.8	19,749 11.9												
10圓~30圓	戸 %	130 1.2	943 3.5	146 1.0	817 6.0	806 5.9	(5,549) (25.7)	1,489 13.5	1,032 5.6	125 11.9	522 5.7	718 4.0	80 4.1	13,404 8.1												
30圓~50圓	戸 %	17 0.2	74 0.3	55 0.7	85 0.6	127 0.9	214 1.0	99 0.9	33 0.2	20 0.4	37 0.4	30 0.2	10 0.5	807 0.5												
50圓~100圓	戸 %	9 0.1	36 0.1	42 0.3	45 0.3	60 0.4	89 0.4	55 0.5	15 0.1	8 0.1	21 0.2	14 0.1	3 0.2	378 0.2												
100圓~300圓	戸 %	3 0	11 0	9 0.1	19 0.1	24 0.2	26 0.1	19 0.2	3 0	3 0.1	8 0.1	6 0	2 0.1	132 0												
300圓~500圓	戸 %			4 0	3 0	2 0	3 0			1 0			1 0	14 0												
500圓~1,000圓	戸 %						1 0	1 0			1 0	1 0		4 0												
1,000圓~1,500圓	戸 %				1 0									1 0												
計	戸 %	10602 100	27260 100	13791 100	13666 100	13499 100	21586 100	11046 100	18419 100	5677 100	9148 100	17760 100	1915 100	166309 100												

(明治14年底山口縣治一覽より算出 小數一位以下四捨五入)

である。地租五圓は田地五反一畝餘に當るが、實面積がこれより相當廣いことは既述のところである。五圓未滿の零細所有が壓倒的に多いことは各郡共に同じであるが、その中でも、瀬戸内諸郡には三十圓、五十圓以上が比較的に多く、美彌郡、厚狹郡、豊浦郡等の西部地域では、五圓、十圓層の集中度が比較的に高い。

こうした土地所有構成の中で小作地の比率はどれ程であろうか。同じ十四年の「小作米取調一件」によつて、²⁵⁾ 郡別小作地率の状況をまとめると表五となる。これは、縣下全郡ではなく、しかも田地のみであつて、これから縣全體の小作地割合を結論することは出来ないが、小作地状況の傾向を推測することは出来るであろう。山間後進地域で離村者の多い美彌郡は、一六・二%、耕地の乏しい海濱地域たる大島郡が二八・四%、其他の諸郡では、明治十六年縣平均の小作地率三一・六%をも超えている。しかし、それを村落別にみると、村落による地域差が極めて大きいことが明瞭である。二〇%以下の村落が、美彌郡は勿論、各郡共に相當數ある反面、既に五〇%をこえるものも可成あり、一〇〇%というところもみられる。各郡共に共通していることは、小作地率の殊に低いのは農業後進地たる山間村落であり、殊に高率なのは新開作村落である。これは、給領主や豪農階による干拓地が少數の大地主の所有となつたものである。要するに、山間後進地では零細農耕が脱落して、五反層、一町層の自作が、相對的に多く殘存し、小作地率は極めて低いままに止まつてゐるに比して、新田村落では、干拓以來の開作地主による大土地所有が存在し、農業先進地域では、一町層、三町層の自作地主が比較的に多く、全般的小作地率は三〇%前後にとどまり、大きい寄生地主はまだ少數であつたとみるべきであらう。更に、これを明治二十六年の小作地割合に比較してみると、その縣平均四〇・七% (田地のみ)、全般的に著しい増加となり、寄生地主的土地所有の急激な進展を示している。(縣平均の最高は大正四年の四五%)。熊毛、都濃等では五〇%前後、美彌大島も四〇%にはねあがつてい

るが、吉敷、三田尻等の平地農村では、比較的到低率にとどまり、山間後進地における小作地率の上昇がめだつて
 いる。こうした小作地率變化の地域差は何によるものであろうか。次ぎに小作關係の概要をみておこう。

(2) 小作關係の概要

明治十四年調査によつて、郡村別の平均小作料の状況を示すと表六である。小作地率の低い美濃郡では小作料も
 例外的に低額であり、小作地率は高くないが、小作料の高いは大島郡である。大島郡は、漁鹽業、木綿織等の兼

第 5 表 田地小作地率別村數と郡別小作地率

田地小作地率別村數 (明治14年)												明治26年 田地小作地率	
	10% 以下	10~ 20%	20~ 30%	30~ 40%	40~ 50%	50~ 60%	60~ 70%	70~ 80%	80~ 100%	村數實數	郡平均小 作地率	地 區	比 率
	大島郡	3	9	13	2	3	1	1	0	1	33		
熊毛郡	0	1	2	5	4	0	0	0	0	(12)	(36.3)	49.2	
都濃郡	6	10	6	6	3	4	6	4	1	46	38.6	50.5	
厚狭郡	14	10	7	5	4	0	2	2	6	50	32.8	49.7	
美濃郡	6	10	3	2	1	1	0	0	0	23	16.2	38.6	
大津郡	2	7	5	6	2	0	0	2	0	24	34.4	41.5	
赤間ヶ關區		1							1	2	43.2	40.3	
												玖珂郡	35.4
												豊浦郡	32.0
												佐波郡	47.0
												吉敷郡	44.0
												縣平均	40.7

明治14年 小作米取調べ一件 (縣廳)

明治26年 山口縣勸業統計

第 6 表 小作料別村數及び郡別平均小作料

明治 14 年 小 作 料 別 村 數								明治 21 年 小 作 料			
郡 別	村 數	7斗~8斗	8斗~10斗	10斗~12斗	12斗~14斗	14斗~16斗	16斗~18斗	郡 平 均 小 作 料	最 高	最 通	最 低
大 島 郡	33	1	3	5	7	8	9	1.28	2.2	1.72	0.7
熊 毛 郡 (13)		0	1	6	3	2	1	1.28	1.8	1.10	0.5
都 濃 郡	46	8	7	12	16	1	2	1.10	2.0	1.87	0.14
厚 狭 郡	50	8	14	14	12	1	1	1.03	1.53	1.00	0.38
美 濃 郡	23	14(7)	4	2	2		1	0.77	1.8	1.16	0.4
大 津 郡	24	5	7	6	4	2		0.94	1.8	1.15	0.4
赤 間ヶ 關 區	2	1		1				1.58	0.8	0.64	(0.88)
(1) 明治14年小作米取調一件 同 21年農事調査表 (1) () は 7斗以下								玖 珂 郡	1.8	1.06	0.2
								佐 波 郡	2.2	1.1	0.2
								吉 敷 郡	1.8	1.1	0.3
								臨 海 郡	1.2	1.81	0.45
								阿 武 郡	2.4	0.93	0.5

業農家が多く、零細な飯米小作が多かつたからであらうか。厚狭郡、都濃郡にも例外的に低い山間村落が含まれてはいるが、全般的には一石一、二斗の村落が多い。かくて、小作地率三〇%、小作料一石一、二斗というのが、普通農村の平均的状況であり、山村では小作料、小作地率共に低位にとどまっていたといえよう。

しかるに、明治二十一年の「農事調査表」、三十八年の「初年以來米麥作沿革」によると、明治十年末から肥料、

第 7 表 反當收支比較表 (明治21年)

		支				出		
		小作料	器具損料	種子	肥料	賃銀	其他	計
(平地村)	金額	円 5.50	円 0.20	円 0.21	円 2.182	円 3.155	円 0.25	円 11.497
	内譯	米1石1斗	器具費 1 20	粃 6升	鯀粕 5 厩肥 108 人糞 36 塵埃 1.28	男 17人 女 11人	牛馬 1日 俵 代	
(山村)	金額	円 5.513	円 0.30	円 0.17	円 1.419	円 3.09	円 0.20	円 10.692
	内譯	米1石017	1 20	粃8升5合	柴草 195 厩肥 96 石灰 45	男27人半 女 15人	牛 4日 俵 4	
收 入				公 費				
		米	粟	計	地 租	地方税	町村費	計
(平地村)	金額	円 12.20	円 12.02	円 13.402	円 0.773	円 0.258	円 0.088	円 1.139
	内譯	玄米 2石4斗 肩米 7斗	167 貫					
(山村)	金額	円 9.476	円 0.376	円 9.852	円 0.566	円 0.184	円 0.090	円 0.840
	内譯	玄米 1石8斗 肩米 1斗	87 貫					

山口縣農地調査表

品種の進歩によつて收穫高を増し、二十一年では平地農村の反收二石四斗、山村反收一石八斗も必ずしも過大評價ではないようである。そして、小作料は、平地農村では必ずしも騰貴していないが、山村では生産の進展と共に増加し、平地農村と山村の差が小さくなつてきた。二十一年農事調査表によると、各郡別地方差は小さくなり、平地農村の小作料一石一斗、山地農村一石一升として計算している。しかし、これを一反歩當りの米作收支比較表から見ると、平地農村と山村とでは相當な差

表8 反當收益取得分比較 (明治21年)

	小作得分		地主得分		公費負擔		計	%
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	
平地	5.06	47.9%	4.361	41.3%	1.139	10.8%	10.510	100
山地	2.250	28.9%	4.673	60.2%	0.840	10.9%	7.763	100

山口縣農事調査表より算出

(備考)

勞賃部分を小作得分に含む

て、山村は米は高く、賃銀は低く、小作料は割高であつて、地主得分のみが殊に高くなつているといへよう。

最後に、地主と小作人との關係について一言しておこう。農事調査表によると、「地主ト小作人トハ古來殆んど

異のあることが明らかである。表七は農事調査表によつたものであつて、各項の單價が平地と山村では異なり、現物部分の評価も相異しているの
で、此の計算が實狀をどの程度迄表明しているかは明らかではないが、平
地農村と山村とは反當收量が異なるだけでなく、投下勞働及び肥料
額もちがひ、山村農業が收支償はずして勞賃部分に喰ひこみ、平地農業
では、若干の剩餘があることになつてゐる。以上の計算を基礎として地
主、小作、公費の取得割合を算出すると表八となる。賃銀部分を小作得
分に入れると、小作得分は平地四七・九%、山地二八・九%、地主は平
地四一・三%山地六〇・二%となつて、公費負擔は何れも一〇%餘であ
る。しかし、賃銀部分を除いて計算する平地の小作得分は二五・七%、
地主得分は五八・九%となり、公費負擔は一五%餘となる。しかるに、
山地では小作は八十四錢の赤字となり、反當收益の一〇六%餘(内で公
費分六%)を地主が收得していることになる。この計算には、米價が平
地で五圓、山村では五圓一六錢七厘であり、賃銀は作業によつて異なる
が、平地の男一三錢、女八錢に比して、山村では男八錢、女六錢であつ

主從ノ關係ヲナシ、其間紛争ヲ生ズルコト實ニ稀ニシテ、絶テ書面契約ヲ結ビシコトアラザレドモ、近年ニ至リ、其ノ契約ノ不完全ナルヨリ凶歲ニ當リ間々紛争ヲ生ズルコトアリ」といふ。「間々紛争ヲ生ズル」例が瀬戸内の平地農村に多く、主從關係の強い裏日本の山間村落では、親方子方や家抱關係が強く、肥料代米、植付飯米を地主から借りて收穫時に返済する慣習もあるが、これは、舊藩時代、藩廳の行つてきたものを地主が踏襲したものである。かくて、その封建的性格には濃淡があるにしても、山口縣の寄生地主制は、十年末から二十年代にかけて確立したものとみるべきであらう。明治十九年、縣會の決議によつて調査費を支出し、土地調査（但し地價は措置）を實施したのも、「地種、境界、反別、丈量等名實ノ正否ハ所有權利ノ消長ニ大ニ關係ヲ生ジ、實貸借ノ間ニ疑懼交々生ジ、雷ニ貴重ノ財産ヲシテ其ノ效ヲ失フノミナラズ」といふにあり、また同年縣會より縣廳に要請して、米商組合及び米撰俵製組合を作らせ、米質及び俵裝の改良と輸出米検査制を實施する等、何れも縣會がその主導權を握つてゐるが、當時の縣會が地主層によつて構成されていたことは述べるまでもないであらう。

五、結 語

以上は、藩及び縣廳の資料を中心として地方史料を補いつつ、山口縣地租改正の歴史的意義を明らかにしようとして試みたものである。

要するに、山口縣に於て實施された地租改正は、單なる封建地代の形態轉化ではなく、農民的土地所有の確認を前提した金納地租の實施であり、その負擔額も封建貢租に比して大幅に輕減されたものである。そして、其後の米價騰貴は、農民負擔を一層輕減したものはあるが、米價が騰貴したから農民的土地所有が確立したのではない。

農民を封建的禁縛から解放し、政治的進出をも認めることが地租改正の實施の前提であり、農民的土地所有が進展していたから、米價が騰貴しても地租金を引上げさせないだけの抵抗力をもつていたものと解すべきであろう。但し、此の場合の農民的土地所有とは、封建的領有または國家的封建土地所有に對して、貢租または地租を負擔する農民の土地所有というだけの意味であつて、貢租や地租から分離された耕作權の保證ではなかつた。換言すれば、藩政時代以來の地主小作關係からみれば、地主の土地所有が確認されたに過ぎず、小作農は放置されたままであつて、地主小作間には舊來の「主從的關係」が持續され、地租負擔者たる地主が耕作者たる小作農から年貢を收納することを保證されたことにもなる。しかし、地租改正は、こうした寄生地主的土地所有のみを法的に確認したのではない。要するに、地租改正は貢租負擔者たる本百姓の解放、地租負擔者たる自作農民の土地所有の確認を中心としたものであつて、其後の金納地租の壓迫と急激な貨幣經濟の強制による自作農の分解、そして寄生地主的土地集中の進展と、農業の資本主義的分解の歪曲等々は地租改正實施以後の結果であつて、前提ではない。こうした寄生地主制の展開については、稿を改めて述べることとし、ここでは地租改正の歴史的意義の検討に止めておく。

註(1) 加調米三千俵といはれた山口の吉富家、酒造業で開作地たる大道の上田家、田畑の質地集中のみならず代官所貸付、酒場加調をもかねる徳佐の椿家等その例は多い。

(2) 幕末の農民層については拙稿「幕末の農民一揆、藩政改革」山口經濟學雜誌六ノ一、二

(3) 明治三年「民事局萬控」一月二月意見書（毛利文庫）

(4) 明治二年「一揆一件控」及び同右罪狀札案（同）

(5) 同 右「民事局萬控」十一月九月石下伺案

(6) 明治十四年「小作米取調一件」（山口縣廳）

- (7) 鹽製秘録掛稿「明治維新成立期の基礎構造山口經濟學雜誌五ノ十一、十二、
- (8) 前掲「民事局萬控」明治二年何案
- (9) 明治二年「采地返上一件」「采地均石」(同)
- (10) 前掲「民事局萬控」(同)
- (11) 同右(同)
- (12) 明治五年縣廳布達書及び、前掲「民事局萬控」(同)
- (13) 明治五、六、七年縣廳布達書、林勇藏地券一件(同)
- (14) 明治二十四年金子雄一筆稿「地租改正沿革誌」所載、國會議事録
- (15) 明治七年縣廳大會會議中日記、林勇藏記
- (16) 明治六年山口縣會決議書(以下七、八、九、一〇年決議書參照)
- (17) 明治七、八年協同會社會議日記
- (18) 「地租民費收納遣拂問答概略」——置縣より明治十年迄(本問家藏)
- (19) 前掲、協同會社會議日記、同協同會社事務辨説
- (20) 明治十五年、吉富簡一草稿「協同會社存廢論」
- (21) 「世外井上信傳」卷二
- (22) 明治十五年一月、吉富簡一其他筆稿「團結之主旨其他」
- (23) 明治三十八年、縣農事試驗場の依頼により各村から米麥作沿革を報告したものである。(縣廳)
- (24) 明治十八年「山口縣治提要」によれば公費處分をうけた者は一四年一人、一五年二人、一六年には三十四人に激増している。
- (25) 明治十四年、縣勸業課より各町村に報告を求めたものである。
- (26) 明治二十年、「土地調査竣成具狀書」(山口縣廳)